

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成18年5月22日(月)午後1時30分～午後4時00分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

上野美義, 鈴木孝治, 高野康代, 津久井典子, 橋本誠一, 真子義秋(以上, 学識経験者), 伊藤みさ子(弁護士), 中村佳行(検察官), 内山梨枝子, 木村烈(以上, 裁判官)

(事務担当者)

津田豊(事務局長), 奥山淳一(首席家庭裁判所調査官), 三枝一久(家事首席書記官), 笠井成子(少年首席書記官)

(庶務)

北島孝子(総務課長)

4 議 事

(1) 保護観察制度等についての説明

橋本昇静岡保護観察所長から, 「保護観察制度の概要及び現状並びに今後の課題」と題して説明がなされた。

(2) 意見交換

各委員からの意見等の概要は別紙のとおり

(3) 次回委員会のテーマについて

委員長が提案し, おって調整する。

5 次回期日について

平成18年9月とし, 後日, 日程調整のうえ決定する。

6 閉会

(別 紙)

- 少年事件を処理していくにあたり、家庭裁判所と保護観察所が有効に連携し、保護観察がスムーズに運用されていくことが望ましいと考えている。保護観察について参考になる意見があれば、今後の運営に生かしていきたい。
- 少年友の会に付添人の依頼があり、保護者のいない少年に対する付添人の経験をしたことがある。少年審判に出席したが、裁判官は少年に対してわかりやすく優しく話していると感じた。しかし、審判が終わったあと、裁判官と約束したことを覚えているかと少年に尋ねてみたが、少年は緊張していたためか、ひとつも覚えていなかった。保護観察になると、書記官が少年に遵守事項を記載した書類を渡しているが、審判のときに裁判官と約束した事項についても記載するようにした方がよいのではないか。
- 加害者や被害者の状況等の情報の共有が必要なのではないか。
- 調査の段階で被害者の状況等の情報を少年に伝え、保護観察の場でも生かすために保護観察所にも伝えればよいのではないか。
- 少年審判に被害者の意見をどんな形でどこまで取り入れるのがよいのか。成人の刑事事件のような形と同様でよいのか。
- それについては運用上の配慮が必要であり、慎重にならざるを得ない。
- 被害者の視点を、調査や審判にどう取り入れるかが課題である。平成12年に被害者に対する法律的な手当がなされ、被害者との面接や調査を始めている。被害者調査をすると、協力的に話してくれる人ばかりでなく、厳しい言葉を返してくる人もいる。これらを少年の処遇にどうつなげていくかは検討中である。
- 被害者の気持ちを大事にすることは大切だが、少年の更生のためには、まず少年に更生していく力をつけていくことが大事ではないか。
- 本当の意味の更生のためには、被害者のことも考えていかなければならない。万引きした非行少年を集め、被害店の店長に話してもらうことを試みている庁もある。
- 愛情を受けていない子が問題を起こすことが多いのではないか。家族の結びつきがないと更生はむずかしいと思われる。少年だけがんばれと言ってもだめで、

親をどうするか考えないといけないのではないか。少年の気持ちを聞いてやる人をどう作っていくのか。信頼する人がいれば立ち直るだろうし、いなければ立ち直りは難しいと思う。

- 老人ホームに行っ手伝う等のボランティア活動をどんどん取り入れてほしい。1週間でもやってみると、今までとは違った面が出てくると思う。不登校の子に実施したことがあるが、体験させることは大事である。
- 特別養護老人ホームにおいて、面識のないボランティアが入れ替わり立ち替わりになると痴呆が進んでしまう場合もある。
- 浜松のNPOで外国人問題に取り組み、子に対する教育支援を扱っている。非行に走った子を見ていると、言葉の問題が大事ということがわかる。母国の階層をそのまま引きずっており、言語を習得していない子は非行からの立ち直りは難しく、言語を習得している子は立ち直っている。
- 浜松は外国人が多く、通訳等配慮をすることが多い。現在、外国人少年の事件のノウハウを蓄積し、ふさわしい保護的措置を検討中である。
- 団塊世代の人に協力してもらい、少年を支援していくシステムを作ればいいのか。テレビ等で呼びかければ応じてくれるのではないか。
- 自己防衛から加害者に対する厳罰化が求められ、人の生活より自分の生活を守るという社会の雰囲気の中で、更生保護を行うのは非常にむずかしいと思う。
- 厳罰化と少年法の理念の食い違いを落ち着きのよいものにするのに苦労する。家庭裁判所の持っている機能をフルに発揮し、有効で落ち着きのよいものとするために何か方策はないか。
- 少年を中心に担当する保護司を作ったりして層を広めてもよいのではないか。
- 児童相談所との協議会が形式的になっているのではないか。現場の担当者と、もっと実質的な話をした方がよいのではないか。
- 専門の職員を配置した更生施設が必要なのではないか。
- 少年の一番の関心事は少年院に行くかどうかである。彼らにとって保護観察は無罪に近いので、保護観察の意味をどこでだれが少年に理解させるかが大事だと思う。今までは、被害弁償や謝罪ができていなくても、裁判官などの質問に対し

て、申し訳なかったと答えていれば評価の対象になっていた。親も積極的に被害弁償をしようという意識が低く、被害者に対する対応をどうするかは非常に難しい。警察も検察庁も被害弁償については何も言わず、付添人として弁護士がつくと、その点を積極的に言うので、この弁護士は我々の味方なのかと親に言われたりする。少年院に行った場合は、体で払っているので被害弁償はもういいのだと言う親もいる。

- 不開始や不処分で終わった事件が多いようだが、再犯者についてはどうか。
- 不開始や不処分といっても、調査官による調査や審判の課程で、再犯を防止するためいろいろな保護的措置を講じている。
- 少年は既成の権威を見くびっている印象がある。社会のシステムを理解していない中学生が、裁判官から説諭されたことを心理的にどのくらい重みを持って受けとめているのか疑問である。
- 少年にもよるが、警察、検察庁、家庭裁判所という一連の流れの中で、反省のプロセスを経ている少年に対しては、裁判官の説諭は効果がある。更生のプロセスを促進するように調査官も働きかけをしたいと思っている。
- 保護観察中に行われる保護司の指導内容は、調査官にフィードバックされるのか。
- 指導内容は書面で報告される。
- 保護観察が重なる（競合する）場合は、保護司や保護観察所の意見を聞いているのか。
- 保護観察が競合する場合は、保護観察所の意見を聞いた上で、前の事件の保護観察を取り消したり、後の事件を不処分で終わらせたりしている。

以 上